

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月3日（月）午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 宇和島市立岩松公民館 2階大集会室

3. 出席委員 43（名）

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄		
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

		2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
		20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子

4. 欠席委員 4（名）

農業委員
20番 三好 春樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	19番	森 松実
23番	渡邊 鉄雄		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

4番 上田 一徳

5番 大島 博雅

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第3号 諸証明について
報告第4号 農地法第4・5条許可について
(令和4年8月16日～令和4年9月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主事	入川 大希	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長	和田 恵朗	農林課課長補佐	福島 康生
------	-------	---------	-------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《会長》

只今の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員20名であります。
定足数に達しておりますので、令和4年10月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《会長》

こんにちは。今日は津島で開催ということでございまして、御足労をお掛けいたします、ありがとうございます。一昨日、10月1日に愛媛県の農林水産参観デーに8名の方に参加していただいて、ありがとうございます。北条の方と伊台の方の方と、参加していただきまして、私は特にみかんの方を見せていただいたんですけれども、紅まど

んな、48号これらの栽培を熱心にやられているようで、ハウスの方を見せていただきました。48号につきましても、クラッキングが入る、または2月に入って劣化があるということでございまして、これからの技術体系の確立というものを期待したいというところでもございました。コロナ禍ではございますが、また下火になったということで参加者も多数おられまして、やはり皆意欲があるんだなということをつくづく感じた次第でございます。見学していただいた皆様につきましても、また日々の農作業等に役立てていただきたいと思いますところでもございます。

それから11月になりますが、当別町の方が来る予定になっております。その時には、接待をしたい、またみかんの時期ですのでみかん採り等もやっていただきたいなど。将来的にはですね、研修で当別町の方にもお邪魔してですね、交流、姉妹都市ですので交流も農業委員会も進めて行けたらなと思っております。

それから先になるのですが、12月1日、ちょうど総会の日ですが全国農業委員会代表者会がございまして、私と局長とまた出席しようかなというふうな予定でおります。ご迷惑をおかけしますが、またよろしくお願ひしたいと思います。

非常に挨拶が長くなりましたが。稲刈りも一段落し、早生の出荷の時期真っ盛りでございます。大変お忙しいと思っておりますが、重要な案件が揃っておりますので十分にご審議を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます、挨拶に替えさせてさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

欠席報告を願ひます。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、三好委員・赤松利秋委員・森委員・渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に上田委員、大島委員を指名いたします。

まず報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を願ひます。

《中島次長》

(報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございせんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたしま

す。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《安並委員》

58番について説明させていただきます。〇〇〇〇地区は基盤整備を予定しております。△△△△さんの土地5筆ほどありますが、これがこの際手放して、□□□□さんはずっと京都におられまして、こちらへ戻られることもないようです。地元の◇◇◇◇さんに所有権移転ということを希望されております。問題ないと考えております。

《瀧水委員》

59番についてご説明いたします。松山市に住んでおられる〇〇〇〇さんの土地を、△△△△さんが譲り受けて耕作するということです。□□□□さんは70歳でございますが、元気で農業に取り組んでおられます。従いまして所有権移転をされることに問題はございません。以上です。

《中尾委員》

60番についてご説明申し上げます。譲り手の〇〇〇〇さんは大阪に住んでおられ、この度△△△△さんが農地を守るために購入されることとなりました。何ら問題はないと思われまます。

《松本委員》

61番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんは宇和島の△△△△にお住まいなんですけれども、ちょうど□□□□さんの隣の田、圃場。年齢は66歳ですけれども体調不良で耕作しにくいということで、◇◇◇◇さんと話し合いをして、ちょうど〇〇〇〇さんも息子さんもおられますし農地を拡大しても良いなということで、話し合いが決まったようでございます。全然問題ない案件だと思います。

《中村委員》

62番についてご説明します。〇〇〇〇さんは体の具合が悪くなり、近くで農業をする△△△△さんと所有権移転の話がまとまったそうです。□□□□さんは熱心に農業をしているので、問題ないと思えます。

《赤松利彦委員》

63番、〇〇〇〇さんは親子関係であります。問題はないと思います。

64番、〇〇〇〇さんは高齢のためということで、△△△△さんに所有権移転、問題ないと思います。

65番、〇〇〇〇さんは柑橘経営を辞めるということで、△△△△さんに所有権移転。何ら問題ないと思います。

66番、〇〇〇〇さんは柑橘経営を辞めるということで、△△△△さんに所有権移転であります。祖父であります、問題ないと思います。

67番、〇〇〇〇さんは△△△△さんの祖父にあたります。問題はないと思います。

《宮口委員》

68番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けるということなんですけれども、□□□□さんのお父さんが昨年お亡くなりになって土地を相続され、◇◇◇◇さんのちょうど家の横に畑がありまして、そこで野菜栽培をしたいということで話がつきました。何ら問題ありません。

《小清水委員》

69番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございます。□□□□さんをご養子でございますが、◇◇◇◇さんが高齢になったためこの際土地を譲るということで〇〇〇〇さんの方に園地を移すことになりました。何ら問題はないと思います。

《山本一也委員》

70番について説明します。〇〇〇〇さんは地元で後継者はいませんが、熱心な柑橘生産農家であります。経営拡大のため、相手方△△△△さんは農業を廃止して知人の□□□□さんに所有権移転の運びになりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

ここで、事務局より補足説明がございます。

《濱田係長》

すみません、失礼します。60番の案件について、補足をさせていただいたと思います。

60番の案件なのですが、耕作面積のところに括弧書きで10,158㎡とありますが、こちらは所有面積になります。ご存知のとおり、〇〇〇〇地区は圃場整備をするため圃場整備実施地域内の農地については、機構を通じて地区内の組合に貸し付けるということが事業実施のため必要となっております。

今回の案件は、令和3年8月2日付で同様の案件として3条の許可を受けておりますが、圃場整備実施事業実施のためですね、その許可を取消願をして取消をしないと事業

がスタート、ゼロに戻ってしまうということになりましたので、そういった形で処理をしております。受人の△△△△さんにつきましては、地元の組合にも役員として参加されており、やむを得ないものとして事務局の方では判断しております。以上です。

《 会 長 》

これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与制限）に基づき、今西委員・山口委員の退席を求めます。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

今西委員・山口委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案書では番号13から番号16までとなっておりますが、そのうち番号14については、取り下げになりました。よって、今月の申請は自己住宅敷地が2件、営農型太陽光発電装置が1件の計3件の申請となります。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いいたします。

7ページから8ページに地図を添付しております。転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。また、本日プロジェクターの調子が悪く、現地写真はお手元にお配りしておりますのでご参照ください。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《河野順子委員》

13番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を借り受けて息子の△△△△さんが宅地にするという申請です。この案件については、9月28日に会長さんをはじめ関係機関にて現地調査を行っております。転用することによって周囲に被害はなく、問題はないと思います。

《小清水委員》

15番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは夫婦でございます。□□□□さんご養子のために◇◇◇◇さんの名義になっておりますが、発電施設につきましては〇〇〇〇さんの名義ということでございます。営農型太陽光発電施設でございます。3年毎の申請がいるということで、今回再申請ということになっております。発電の下には、はるかを植えております。すくすくと育てておりまして、普通の所よりは日焼け等の高温障害が少ないということで、デメリットよりもメリットの方が多いいんじゃないかなと。

日照もありますし雨も畑の苗木に落ちますので、そういう点で営農に一切の支障がないということでございまして、何ら問題はないと判断いたしました。以上でございます。

《梶原委員》

16番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて、自己住宅を建てるという申請です。9月28日事務局と共に現地確認を行っております。その農地を転用することにより周囲に被害はなく、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について許可相当と思われ
ます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《富永委員》

番号2について説明します。〇〇〇〇と書いてありまして私も最初戸惑いましたが、△△△△の親会社の名前です。□□□□の施設が古くなって新しく新工場を作る要望がありまして、今回新規の埋め立て等には多額の資金が必要ということで、親会社の申請となったものと聞きました。埋め立てには大量の土砂が出ますので、これは自治会の方にならざるかということについても説明して欲しいということで、会社の担当者の方には問合せをしておきました。ほとんど雑種と山だったので、問題はないと思います。

《小清水委員》

番号3番についてご説明いたします。6筆ありますが、本来は2694番と2706番の2つの筆でございまして、真ん中に南予用水の本管が通っているために分筆しておりまして、1筆が3筆になって6筆という状況になっております。

ここは2名の方が平成30年の7月まで米を作っておりました。農地としてきちんと水稻栽培ができておったのですが、豪雨災害の折に土砂が流入いたしまして。以降の作付けができないということで、31年の頭ぐらいに前の農業委員さんでした〇〇〇〇さんが買収いたしまして、すぐに現況変更届も出まして△△△△の方が埋め立てをしております。埋め立てがだいたい終わっておるんですが、その後土砂等を入れておる、砂利も入れておるということで、違法転用じゃないかということで農地パトロールの折に話をしまして。農林課と話したらですね、農振がかかっておりますが正当な理由があるので外せるんじゃないかということで、今回農振を外すような状況になっております。□□□□さんから申請が出ております。

今後、農振が外れましたら農地を外してその後名義変更という運びになるかと思っております。排水等々につきまして、この現場についてはですね、きれいにやられておりますし、周りに対する農地というのもここから下に水田があった訳なんです。平成30年の折に全部水田を辞めてしまいまして、他の農地への影響もないということで、何ら問題ないと思っております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案とおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本豊紀委員》

144番についてご説明いたします。本件は、約1,000㎡の果樹園地を新規で貸借権を設定するということでございます。利用権を設定する〇〇〇〇さん80歳は、健康を害されまして園地の維持ができないという状況になりましたので、△△△△さんに園地を貸借するという関係でございまして。□□□□さんは熱心に農業をやられておりますので、何ら問題はないと考えます。

《小清水委員》

145番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんは市の職員でございまして、農業は一切しておりません。ご主人は△△△△にお勤めだったのですが、今年の春に定年退職いたしまして、これから農業を始めようかなという状況にあります。この対象地、樹園地2反くらいポンカンが植わっておりますが。□□□□さん、これ◇◇◇◇さんと同じ〇〇〇〇地区の方ですが、これまでもずっと栽培しておりました。今回、この期に貸借契約を結ぶという運びになった訳でございます。△△△△さんは個人でみかんを販売されており、非常に熱心に農業をやられておる方でございますので、何ら問題はないかと思えます。以上です。

《竹葉委員》

146番についてご説明申し上げます。今回更新であります。〇〇〇〇さんは農業委員でもありますし、熱心に農業に取り組んでおられます。何ら問題はないと思われ

ます。以上です。

《平山委員》

147番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんの親戚関係でございます。□□□□さんは息子さんが将来的に農業を継ぐということになっておりますので、問題ないと思います。

《氏原委員》

148番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢のため耕作が難しいので、引き続き△△△△さんに耕作してもらうようになりました。更新でございます。□□□□さんは77歳になっておりますが、元気で農業をされており、問題ありません。

《安並委員》

149番、これは更新でございますが。〇〇〇〇さん、元気で農業をやっておられます、問題ないと思います。

続いて150番、これも更新ですが。〇〇〇〇さんはお高齢ですが子供さん夫婦が農業をやっておられます。問題ないと思います。

《瀧水委員》

151番について説明いたします。この土地は同一人が本年9月1日付で合意解約をしております土地でございますが、再度10月1日付で新規になりますが利用権を設定するものでございます。従いまして、新規とはいえ継続と同じでございますので何ら問題はございません。以上です。

《土居和宏委員》

失礼します。152番について、ご説明いたします。利用権の設定を受ける兵〇〇〇〇さん、37歳。この方は、この地区の農業後継者のホープだと思って期待をしている方です。利用権を設定する方、△△△△さん。この方は、これまでも耕作を依頼されておられました。ところが、その耕作者の変更ということで、□□□□さんの方をお願いするようになりました。新規でございます。

153番です。利用権の設定を受ける者、先程と同じ〇〇〇〇さんです。利用権を設定する者は、△△△△さん。この方も、これまでも耕作を依頼されておりましたが、耕作者の変更ということで新規になっております。

次に154番。利用権設定を受ける者は〇〇〇〇さんです。

なお、利用権を設定する者は、△△△△さん。この方も先程と同様、これまでも耕作を依頼されておりましたが、耕作者の変更ということで新規となっております。

どの田もですね、丁寧に耕作がされており、何の問題もないと考えております。

《畠山委員》

155番について説明します。155番については、更新であります。設定を受け

るのは〇〇〇〇で、真面目に農業に取り組んでおります。今までどおり耕作するという事なので、問題ありません。

《富永委員》

156番について説明します。この件は更新でございますので、別に問題はないです。

《今西委員》

157番について説明いたします。更新です。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは72歳と高齢ではありますが、認定農業者であり地域のリーダーとして元気で農業に取り組んでおられます。従いまして、利用権設定をされることに問題ありません。以上です。

《松本委員》

158番について説明させていただきます。設定を受ける方、〇〇〇〇さんは専業で農家をしておられます。また、△△△△さんの圃場がちょうど近くにある圃場でありまして、ちょうど更新が満了してそれを再更新するという事です。何ら問題ないと思います。

《河野順子委員》

159番、160番について説明します。2件とも更新でございます。設定を受ける〇〇〇〇さんは、真面目に農業に取り組んでおられますので、今までどおり更新するという事で、何ら問題はございません。

《渡邊与志樹委員》

161番について説明いたします。〇〇〇〇株式会社が、△△△△さんの農地を借り受けます。更新になっており問題はないと認めます。

《宮口委員》

17番について説明いたします。先程もありましたけれども、〇〇〇〇さんは昨年お父さんが亡くなって、相続を娘の△△△△さんがしております。設定を受ける□□□□君は、地元でも熱心にやられております。お父さんお母さんも一緒にやられています。何ら問題ないと思います。18番は、◇◇◇◇さん。地元でもリーダー的な存在であり、またJAの理事さんもしております。ちょうど今耕作している横を、〇〇〇〇さんのお母さんが健康がてら野菜等を作っています、以前から熱心にやられております。これも何ら問題ないと思います。

《滝澤委員》

19番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは早くに両親を亡くされ、耕作者を探していたところ、近くで両親共々非常に熱心に農業をされている△△△△さんが耕作

するというので、話がまとまり所有権の移転ということになりました。何ら問題ないと考えます。

《山本豊紀委員》

20番についてご説明いたします。これは先月も別件で1件あったんですが、本件は果樹園地2500㎡程度を売買するというものでございまして。所有者の〇〇〇〇さん、ここは唯一の農業従事者でありましたお祖父さんが亡くなられて、園地として維持できないということで。△△△△さん、この方は非常に熱心に何町もみかん作りをやられておる熱心な経営者でございます。□□□□さんとの間で売買契約が成り立ったということでございます。何ら問題ないと考えます。

《赤松利彦委員》

21番、〇〇〇〇さんは柑橘経営を辞めるということで。21番から25番まで、21番△△△△さん、22番□□□□さん、23番◇◇◇◇さん、24番〇〇〇〇さん、25番△△△△さん。どなたも熱心な方で、売買成立ということで問題はないと思われまます。

26番、□□□□さんは高齢のため後継者もないということで◇◇◇◇さんに売買成立となり、問題はないかと思われまます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与制限）に基づき、梶原委員・河野順子委員・松本委員の退席を求めます。お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

梶原委員・河野順子委員・松本委員の入室を認めます。

以上で令和4年10月定例総会の議案を終了いたします。